

1 はじめに

令和6年度に締結が見込まれる、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局が実施する「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等又は特定役務の調達契約（以下「特定調達（WTO等）契約」という。）に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請方法等の概要は下記のとおりです。この手引をよくお読みのうえ、必要な書類を提出してください。

なお、本手引は全種類（工事、測量・設計等及び物品）の競争入札参加資格について記載していますので、希望する競争入札参加資格の種類に応じた箇所をお読みになり、必要書類を提出してください。

2 競争入札参加資格について

京都市と契約を締結する際には、京都市が発注する入札への参加のほか、随意契約（入札によらない契約方法）の場合でも、原則として、京都市競争入札参加資格が必要です。

(1) 資格の種類について

競争入札参加資格には次の3種類があります。資格の種類ごとに申請を受け付け、審査の結果、適格と認められた者を京都市競争入札有資格者名簿に登載します（以下「登録」という。）。

資格の種類	対象となる契約
工 事	建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事）の請負等の契約
測量・設計等	工事の設計若しくは監理又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等の委託の契約
物 品	物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（測量・設計等以外の委託を含む。）又は著作物の使用許諾等の契約

(2) 資格の登録先について

京都市の発注は京都市（以下「市役所」という。）、京都市交通局及び京都市上下水道局で別々に行っており、競争入札参加資格の登録もそれぞれで行っていますが、申請は一括して行うことができます。

なお、資格の種類に応じた登録先は、次のとおりです。

工 事	} … <u>「市役所」、「京都市交通局」及び「京都市上下水道局」で別登録となり、希望する登録先を選択</u> します（複数選択可）。
測量・設計等	
物 品	

(3) 登録種目について

競争入札参加資格には、種類（上記（1））と登録先（上記（2））ごとに登録種目があり、その中から入札への参加を希望する種目を選択し、登録します。

3 競争入札参加資格の要件等

(1) 資格の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号(注1)のいずれかに該当する者でないこと。
- イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。(注2)
- ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。(注3)
- エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。(注3)
- オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。(注3)
- カ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。(注4)
- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
- (イ) 同法第27条の2第3第1項の規定による審査(経営事項の審査)を受けていること。
- (ウ) 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- a 健康保険法第48条の規定による届出の義務
- b 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
- c 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- キ カに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。(注5)
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(注2) 「引き続き1年以上、当該営業を営んでいること」とは、資格の申請日の1年前から、①会社を設立(個人事業主の場合は開業)し、②当該種目について営業実績(売上げ)があることをいい、申請日時点で上記①②の条件をどちらも満たしている必要があります(当該営業を行うに当たり、法令により、免許、許可又は登録等が義務付けられている場合は、当該免許、許可又は登録等を同日以前から受けていることが必要となります。)

※ 法人が合併・分割して1年経過していないような場合や、個人事業主が法人化して1年に満たない場合でも、前営業者から継続して通算1年以上営業を営んでいる場合は、当該要件に該当しているとみなせる場合があるため、京都市行財政局契約課資格担当(222-3311)にお問合せください。

(注3) 新型コロナウイルス感染症に関する国税の納税猶予、地方税の徴収猶予又は京都市の水道料金・下水道使用料の支払猶予の各特例制度を利用している場合は、滞納とみなさない取扱いができる場合があるため、京都市行財政局契約課資格担当(222-3311)にお申し出ください。(その場合、それらを証明する書類等の提出が必要です。)

なお、申告義務のある税目では、申告義務を適正に履行し、未申告がないことも要します。

(注4) (ア)～(ウ)に示す要件とは、次の全てを満たしていることをいいます。

(ア) 登録を申請する工事種目に対応する建設業許可を受けていること。

(イ) 審査基準日が申請日から1年7か月以内の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できること。

(ウ) 上記(イ)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入（適用除外を除く。）が確認できること（同通知書において確認できない場合は、申請時点においては加入していることを証明する書類を提出すること）。

(注5) 「測量・設計等」においては、測量法第55条、建設コンサルタント登録規程第2条、建築士法第23条、地質調査業者登録規程第2条、補償コンサルタント登録規程第2条、土地家屋調査士法第8条等による登録を受けていること。

(2) 競争入札参加停止

本市の名簿に登録され競争入札に参加しようとする者が、京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる参加停止事由に該当した場合、一定期間、京都市の入札（随意契約における見積り合せを含む。）に参加することができません。

また、今回新たに資格を申請する者が資格登録前の3年間に参加停止事由に該当している場合は、資格登録時から一定期間、京都市の入札に参加することができませんので、参加停止事由に該当している旨を申請時に書面で申し出てください。資格登録後に判明した場合は、参加停止期間が更に追加されます。

なお、「京都市競争入札参加停止取扱要綱」は、契約課ホームページ「京都市入札情報館」<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>の「参加資格」のページに掲載しています。

(3) 備考

物品、工事又は測量・設計等の競争入札参加資格に係る京都市競争入札参加有資格者名簿に現に登載されている者は、その資格の種類に応じ、その登載期間（資格の有効期間）中は、新たな申請は必要ありません。

4 競争入札参加資格の申請について

(1) 登録先、登録種目等

資格の種類に応じ、登録先と登録できる種目の数が異なります。

なお、「工事」と「測量・設計等」の重複申請はできませんが、「工事」又は「測量・設計等」と「物品」の重複申請は可能です。

資格の種類	登録先と登録できる種目（注1）の数			資格の有効期間
	市役所	京都市交通局	京都市上下水道局	
工 事	1種目（注2）	2種目まで	1種目	審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日まで
測量・設計等	1種目（注3）	2種目まで	1種目	
物 品	登録先の区別はありません。			

（注1） 登録種目は、その内容について1年以上の営業実績が必要です。

（注2） 【市役所のみ】「工事」で土木・建築の2種目登録について

下記の条件をどちらも満たす場合のみ、「市役所」の登録種目において土木及び建築の2種目登録の申請ができます。

- ① 土木及び建築の建設業許可を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」と「建築一式」の両方において総合評定値（P点）と完成工事高（2年平均又は3年平均）があること。
- ② それぞれの種目で、法令に基づく当該種目の1級又は2級の有資格技術者を1名以上確保できること（重複不可）。

（注3） 【市役所のみ】「測量・設計等」で測量・土木設計の2種目登録について

下記の条件をどちらも満たす場合のみ、「市役所」の登録種目において測量及び土木設計の2種目登録の申請ができます。

- ① 測量法に基づく測量業者登録及び建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタント登録を受けており、それぞれが1年間以上の営業実績を有していること（売上げがあること）。
- ② それぞれの種目で技術者を有していること（重複不可）。

(2) 申請書類の作成

申請の際には、次の書類を用意してください。

詳しくは、P 8「7 提出書類について」を参照してください。

提出書類	<p>○ 競争入札参加資格審査申請書（P 10～） 申請しようとする資格の種類ごとに作成してください。</p> <p>○ 添付書類（P 18～） 資格の種類にかかわらず用意する「共通書類」と、資格の種類別に用意する書類（「工事」、「測量・設計等」、「物品」）があります。</p>
提出部数	<p>1 部 (資格の種類や登録先の数に関係なく、1 申請者につき 1 部提出してください。)</p>
体裁	<p>○ 書類は次の順に並べてください。</p> <p>① 共通書類（書類番号順）</p> <p>② 資格別の添付書類（書類番号順）※</p> <p>※ 複数の種類の資格を重複申請する場合は、 「共通」→「工事」又は「測量・設計等」→「物品」の順に並べてください。</p> <p>○ 書類はホッチキスなどで綴じずに、クリップなど外しやすい方法で留めるか、クリアホルダー等に挟んで提出してください。</p>
注意事項	<p>○ 提出された書類は返却しませんので、本市から申請内容についての問い合わせがある場合等に備えて、控えを手元に残すなどしてください。</p> <p>○ 指定した提出書類以外の書類、パンフレット、返信用はがき等は同封しないでください。</p> <p>○ いわゆる「消せるボールペン」や鉛筆など、書いた文字を消すことができる筆記用具は用いないでください。</p> <p>○ 行政書士でない方が、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、京都市をはじめとした官公署に提出される書類を作成することは行政書士法違反となり、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処されることとなります。</p> <p>○ 申請書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とします。</p> <p>○ 申請書類等は日本語で記入してください。外国語で記載したものは日本語の訳文を添付してください。</p> <p>○ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。</p>

(3) 提出方法

書類の提出は、「郵送」又は「窓口への持参」により受け付けます。

<p>受付期間</p>	<p>令和5年7月3日（月）から令和7年3月30日（日）まで</p> <p>ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除きます。</p>
<p>受付場所 及び 送付先</p>	<p>○ 京都市役所分庁舎1階 京都市行財政局管財契約部契約課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 （京都市営地下鉄「京都市役所前」下車） ※ 来庁者用の駐車場はありません。公共交通機関、有料駐車場等をご利用ください。</p> <p>○ サンサ右京5階 京都市交通局企画総務部企画総務課 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地 （京都市営地下鉄「太秦天神川」下車） ※ サンサ右京の駐車場スペースには限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。</p> <p>○ 京都市上下水道局総合庁舎2階 京都市上下水道局総務部契約会計課 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 ※ 来庁者用の駐車場はありません。公共交通機関、有料駐車場等をご利用ください。</p>
<p>受付時間 （持参の場合）</p>	<p>午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分</p>
<p>発送方法 （郵送の場合）</p>	<p>○ <u>簡易書留郵便又はレターパック</u>での郵送に限ります。</p> <p>○ <u>角2判の封筒又はレターパック</u>に、申請書類を折らずに入れてください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>○ 受領書等の発行はしません。返信用封筒を同封された場合でも対応できませんので、書留郵便の控えを保存されるか、必要な方は、配達証明付き郵便等をご利用ください。</p> <p>○ 行政書士などが複数の申請者の申請書類を提出される場合、申請書類は1者ずつ別々に送付してください。</p>

(4) 審査及び結果通知

ア 結果通知

審査の結果は、郵送により通知します。

イ 資格の承認ができない場合

次のような場合は、資格の承認ができないため却下となります。

- 申請に当たって必要な資格を欠くことが判明したとき。
- 提出書類に不足があるとき、又は申請書等の記載に不備・虚偽があることが判明したとき。
- 受付期間外に提出があったとき。

5 資格登録後の届出及び報告について

(1) 記載事項変更届

資格の登録後、申請した内容（代表者、受任者、住所又は所在地、使用印鑑等）に変更が生じたときは、登録先に速やかに書面で届け出てください。本市が届出を受理した日付で登録情報の変更処理を行います。

なお、届出用紙その他必要書類は、契約課ホームページ「京都市入札情報館」の「参加資格」のページに掲載しています。

(2) 競争入札参加停止事由に該当した場合の報告

京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる事由が生じた場合等は、速やかに書面で報告してください。

なお、同要綱は、契約課ホームページ「京都市入札情報館」の「参加資格」のページに掲載しています。

(3) 資格の承継

競争入札に参加しようとする者に、合併、分割その他によって営業の承継があった場合においては、P2の3(1)イからオまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。（詳しくは、事案が発生した際に、物品・工事契約担当に御相談ください。）

6 問合せ先

○ 京都市行財政局管財契約部契約課（工事、測量・設計等）	075-222-3313
（物 品）	075-222-3315
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
HP（京都市入札情報館）： http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/	
○ 京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当	075-863-5095
〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地	
HP： https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000156985.html	
○ 京都市上下水道局総務部契約会計課	075-672-7728
〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3	
HP： https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-10-0-0-0-0-0-0.html	

7 提出書類について

書類は下記の**共通提出書類**と、**申請する資格の種類（工事、測量・設計等及び物品）**ごとの一覧表に記載のあるものの、**どちらともを提出**してください。

【注意】

官公庁等から交付される各種書類は**全て写し可**です。ただし、文字や印影が不鮮明なもの、ページ抜けがあるもの、内容に何らかの疑義があるもの等が提出された場合は、**内容確認のために原本の提出を求めることがあります。**

提出の前に、必ず自己チェックをお願いします

○ 提出部数：各1部

○ **共通** 提出書類（◎：必須 △：該当者のみ提出）

※ 工事、測量・設計等、物品の**全ての種類に共通して必要な書類**です。

書類番号	書類名		法人	個人	様式・体裁等	チェック
1	競争入札参加資格審査申請書<P10>		◎	◎	市指定様式 両面印刷 (物品は片面印刷)	
2	履歴事項全部証明書<P18>		◎	/	写し可	
3	印鑑証明書<P18>		◎	◎	写し可	
4	納税証明書 (国税等) <P18> (注)	法人(法人税・消費税)	◎	/	納税証明書 「その3の3」 写し可	
		個人(所得税・消費税)		◎	納税証明書 「その3の2」 写し可	
5	調査同意書(京都市税) <P19>		◎	◎	市指定様式	
6	調査同意書(水道料金・下水道使用料) <P21>		◎	◎	市指定様式	
7	誓約書 <P22>		◎	◎	市指定様式	
8	①使用印鑑届 又は ②委任状兼使用印鑑届 ※ <u>受任者の設定がある場合は②を提出すること。</u> <P23>		◎	◎	市指定様式	

注 新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予・徴収猶予の「特例制度」を利用している場合の提出書類については、個別にお問い合わせください。

○ **工事** 提出書類 (◎：必須 △：該当者のみ提出)

※ 工事の資格を申請する場合は、**共通**提出書類と併せて次の書類が必要です。

書類 番号	書 類 名	法人	個人	様式・体裁等	チェック
工1	建設業許可証明書又は通知書<P25>	◎	◎	写し可	
工2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 <P25>	◎	◎	写し可	
工3	技術職員名簿<P26>	◎	◎	写し可	

○ **測量・設計等** 提出書類 (◎：必須 △：該当者のみ提出)

※ 測量・設計等の資格を申請する場合は、**共通**提出書類と併せて次の書類が必要です。

書類 番号	書 類 名	法人	個人	様式・体裁等	チェック
測1	登録証明書又は登録通知書<P27>	◎	◎	写し可	
測2	現況報告書等<P27>	△	△	写し可	
測3	財務諸表等<P27>	△	△	写し可	
測4	技術者経歴書（測量・設計等）<P28>	◎	◎	市指定様式	
測5	技術者の資格証明書等<P29>	△	△	写し可	

○ **物品** 提出書類 (◎：必須 △：該当者のみ提出)

※ 物品の資格を申請する場合は、**共通**提出書類と併せて次の書類が必要です。

書類 番号	書 類 名	法人	個人	様式・体裁等	チェック
物1	確定申告書 及び 収支内訳書（白色申告） 又は 青色申告決算書（青色申告）<P30>	/	◎	写し可	